

＜付属書 1＞

国土強靱化税制の整備・創設に向けた具体的提案

～ 関連する既存税制の応用・拡張の観点から ～

I. 本資料作成の目的

本会は、国土強靱化税制の整備・創設を求めている。具体的には、次の通りである。

1. 民間施設等の防災・減災に資する以下の設備投資を促進する税制の整備・創設

- (1) 工場、オフィス、店舗、倉庫など事業用施設の耐震化に係る設備投資
- (2) 防潮堤、防波堤、岸壁、護岸、避難棟、建物高層化など津波被害軽減、航路保全に係る設備投資
- (3) 事業用施設のより安全性の高い場所への移転に係る設備投資
- (4) 非常用電源等の非常用機器の設置に係る設備投資
- (5) 建設事業者の災害復旧活動に資する建設機械等の取得に係る設備投資
- (6) 地盤改良等の液状化対策に係る工事
- (7) その他、防災・減災に資する取組に係る設備投資

2. 民間施設の防災・減災対策を促進する既存の税制の活用増進および一層の拡充、延長

この資料は、上記「1.」の(1)から(7)の各事項について、具体的な整備・創設のあり方の試案を提示するものである。

試案は、関連する既存税制を可能な限り応用・拡張する観点から検討したものである。

II. 具体的提案

(1) 「工場、オフィス、店舗、倉庫など事業用施設の耐震化に係る設備投資」の減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
中小企業経営強化税制	<p>【期間】 2019年3月31日まで</p> <p>【対象事業者】 経営力向上計画の認定を受けた中小事業者</p> <p>【内容】 中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、<u>一定の設備</u>(※1)を新規取得した場合に税制優遇が適用される</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※1 一定の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上設備：生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 ・収益力強化設備：投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 </div> <p>【税制優遇】 法人税について、即時償却または取得価格の10%の税額控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、中小企業の「生産性」や「収益力」の向上に資する設備投資の促進を目的とするものである。 ・「<u>生産レジリエンス</u>」(※2)の向上は目的に含まれていない。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※2 生産レジリエンス 震災等に対する生産活動の中断のしにくさ、持続力、粘り強さ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の目的を拡張して、「<u>生産レジリエンス</u>」の向上を追加する。 ・これによって追加する「<u>一定の設備</u>」の要件は次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改良によって耐震性の向上が証明された既存設備 ➢ 耐震性が基準を満たす新規に取得された設備

<p>地域未来投資促進税制</p>	<p>【期間】 2019年3月31日まで</p> <p>【対象事業者】 地域経済牽引事業計画の認定を受けた事業者</p> <p>【内容】 地域未来投資促進法を基に市町村及び都道府県が作成した基本計画に則って各事業者が作成する、<u>地域経済牽引事業</u>（※3）計画に基づき、<u>一定の設備</u>（※4）を新規取得した場合に税制優遇が適用される</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※3 地域経済牽引事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を活かした事業 ・ 高い付加価値を創出する事業 ・ 地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業 <p>※4 一定の設備</p> <p>地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした先進的な事業に対する設備</p> </div> <p>【優遇措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 機械装置等：40%の特別償却または4%の税額控除 ➤ 建物等：20%の特別償却または2%の税額控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税制は、「地域経済を牽引する事業」の促進を目的とするものである。 ・ 「地域経済を牽引する事業」として、「地域の強み」を主眼とする3つの事業の類型が規定されている。 ・ この類型に「地域防災力」の向上に資する事業は含まれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税制が規定する地域経済を牽引する事業の類型を拡張して、「地域防災力」の向上に資する事業を追加する。 ・ これに基づき、要件となる「一定の設備」の例示の中に、「地域防災性」を追加する。
--------------------------	---	--	---

<p>所得拡大税制 (平成 30 年度税制改正／拡大)</p>	<p>【期間】 2018 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日</p> <p>【対象事業者】 大企業（中小企業は賃上げに関する条件のみ）</p> <p>【内容】 ①平均給与等支給額が前年度比 3%以上増加 ②国内設備投資≧減価償却費の 9 割を達成した企業に、税制優遇が適用される</p> <p>【優遇措置】 法人税負担を OECD 平均の 25%まで引き下げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、企業収益の使途を賃上げや設備投資に誘導することを目的とするものである。 ・設備投資については、一定基準以上であれば良く、目的に限定はない。 	<p>(大企業について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資の目的が「地震対策」である場合、減税幅を大きくすることで、「地震対策」の誘導効果を高める。 <p>(中小企業について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、減税の要件を多様化し、賃上げと設備投資のいずれか一方を選択できるようにする。 ・その上で、設備投資を選択した者には、その目的が「地震対策」である場合、減税幅を大きくすることで、「地震対策」の誘導効果を高める。
<p>中小企業の固定資産税の特例 (平成 30 年度税制改正／新設)</p>	<p>【期間】 2020 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 中小企業</p> <p>【内容】 一定の要件(※5)を満たす設備投資について、償却資産に係る固定資産税の減免措置が講じられる</p> <p>【優遇措置】 固定資産の課税標準を、3 年間 0～1/2 に軽減（市町村の条例で定める割合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、中小企業の「労働生産性」や「企業収益」の向上に資する設備投資の促進を目的とするものである。 ・「生産レジリエンス」の向上は目的に含まれていない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※5 一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資 ・労働生産性が年平均 3%以上向上する設備投資 ・企業の収益向上に直接つながる設備投資 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の目的を拡張して「生産レジリエンス」の向上を追加する。 ・これに基づき、設備投資の一定の要件に次の事項を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存設備の耐震性の向上につながる設備投資 ➤ 耐震性が高い新規設備の設備投資

<p>鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (平成 30 年度税制改正／延長・拡大)</p>	<p>【期間】 2020 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 鉄軌道事業者</p> <p>【内容】 鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した、<u>一定の償却資産</u>(※6)について、税制優遇が適用される</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※6 一定の償却資産 駅、路線（高架橋、橋りょう等）</p> </div> <p>【優遇措置】 固定資産の課税標準を 5 年間 2 / 3 に軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、対象を鉄軌道事業者に限定してその地震対策の設備投資の促進を目的とするものである。 ・インフラ・ライフラインの一角を地震災害から守るものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制を延長する。 ・そのことで、各鉄軌道事業者の無理のない合理的な設備投資計画の実現性を高める。
---	---	--	---

<p>耐震改修促進税制</p>	<p>【内容1－法人税、所得税について】 <u>耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物</u>（※7）について、2015年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、2014年4月1日からその報告を行った以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却</p> <p>【内容2－固定資産税について】 <u>耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物</u>（※7）で耐震診断結果が報告されたものについて、2014年4月1日から2020年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、2013年に改正された耐震改修促進法によって耐震改修が義務付けられた建築物について、耐震改修の促進を目的とするものである。 ・本税制は、建築物の利用者の<u>人命保護</u>に主眼が置かれている。その際、念頭に置かれる利用者と建築物は、概ね次のようなものである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害弱者（幼児、学童、老人、身障者等）が利用する建築物 ➢ 不特定多数の者が出入りする建築物 ・これらについて、一定規模以上の建築物を耐震診断義務化および優遇税制の対象としている。 ・従って、次のような建築物は、本制度の守備範囲から外れる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一定規模未満の建築物 ➢ 利用者が不特定多数とは言い難い建築物（例えば、工場、事務所、倉庫、卸売市場等） ・また、人命保護の観点とは別の財・サービスの<u>生産活動保全</u>の観点は含まれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制を延長する。 ・加えて、本税制の守備範囲を次の通り拡張する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断の義務化から外れる一定規模未満の建築物であって、自主的に耐震診断を受診し耐震改修を行った建築物 ・また、人命保護の観点に加え、生産活動保全の観点を加味して、次の建築物を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在耐震診断が義務化されていない工場、事務所、倉庫、卸売市場等の建築物であって、自主的に耐震診断を受診し耐震改修を行った建築物 <p>（なお、本税制は人命保護に係る国土交通省と生産活動保全に係る経済産業省の共管とする方法もあるのではないかと。）</p>
-----------------	---	---	---

※7 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物

一定規模以上（階数や面積等細かく規定されている）の次の建築物

- ・学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）
- ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- ・劇場、観覧場、映画館、演芸場
- ・展示場
- ・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの
- ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・幼稚園、保育所
- ・遊技場
- ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ・保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- ・避難路沿道建築物
- ・体育館（一般公共の用に供されるもの）
- ・病院、診療所
- ・集会場、公会堂
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ・ホテル、旅館
- ・博物館、美術館、図書館
- ・公衆浴場
- ・危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物
- ・防災拠点である建築物

(2) 「防潮堤、防波堤、岸壁、護岸、避難棟、建物高層化など津波被害軽減、航路保全に係る設備投資」の減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (※税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
<p>国の無利子貸付を受けて改良された護岸等に係る固定資産税の特例措置 (平成30年度税制改正／延長・拡大)</p>	<p>【期間】 2021年3月31日まで</p> <p>【対象事業者】 対象の推進地域に民有護岸等を有する事業者</p> <p>【内容】 南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子資金の貸付を受けて民有護岸等の耐震改修を行った際に税制優遇が適用される</p> <p>【優遇措置】 償却資産に係る課税標準を、最初の5年間価格に以下の割合を乗じて得た額へと軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、緊急確保航路に接続する港湾内の特別特定技術基準対象施設：1／2 ➤ 上記以外の特別特定技術基準対象施設：5／6 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、地震による揺れから民有護岸を守ることを通じて、航路を保全することを目的とするものである。 ・認知度の低さに加え、適用要件や手続きが難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進まず、活用実績がない(2018年3月現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の活用を増進する。 ・具体的には、施行に当たって、周知の徹底、懇切な説明、要件の柔軟な解釈等を行う。 ・そのことによって、本税制の潜在的な利用者を顕在化させ、設備投資の拡大を図る。

<p>民有護岸等の耐震改修に係る法人税の特例措置 (平成 30 年度税制改正／延長・拡大)</p>	<p>【期間】 2021 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 対象の港湾に民有護岸、岸壁、栈橋を有する事業者</p> <p>【内容】 全国の港湾隣接地域内にある民有護岸・岸壁・栈橋について、2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日の間に、耐震性に係る点検結果を港湾管理者に報告し、報告後 3 年以内に耐震改修を行った施設について税制優遇が適用される。</p> <p>【優遇措置】 取得時に以下の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取得価格の 22%の特別償却（南海トラフ地震、首都直下地震の防災対策推進地域等にあり、非常災害発生時に緊急的に船舶の交通を確保する必要がある航路と接続する港湾内の施設） ➤ 取得価格の 18%の特別償却（上記以外の港湾施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、地震による揺れから民有護岸を守ることを通じて、航路を保全することを目的とするものである。 ・認知度の低さに加え、適用要件や手続きが難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進まず、活用実績がない（2018 年 3 月現在）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の活用を増進する。 ・具体的には、施行に当たって、周知の徹底、懇切な説明、要件の柔軟な解釈等を行う。 ・そのことによって、本税制の潜在的な利用者を顕在化させ、設備投資の拡大を図る。
---	---	--	--

<p>津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置</p>	<p>【期間】 2020年3月31日まで</p> <p>【対象事業者】 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に基づき港湾施設等の取得・改良を行う事業者</p> <p>【内容】 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県が設定した津波浸水想定を踏まえて、市町村が策定した推進計画)に基づき、企業が臨港地区内で取得や改良を行った津波対策に資する<u>港湾施設等</u>(※8)について税制優遇が適用される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※8 港湾施設等 護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設</p> </div> <p>【優遇措置】 償却資産に係る課税標準を、最初の4年間価格に以下の割合を乗じて得た額へと軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大臣配分資産又は知事配分資産：1/2 ➤ その他の資産：1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、津波被害から地域を守るために関連する民間の設備投資を促進することを目的とするものである。 ・当該地域の自治体が推進計画を策定することが前提となる。 ・しかしながら、推進計画を策定済みの市町村が全国で<u>10自治体</u>(※9)しかなく(2018年5月29日現在)、利用できる事業者は現状非常に限定的である。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※9 10自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> — 静岡県 焼津市 — 静岡県 浜松市 — 静岡県 磐田市 — 静岡県 静岡市 — 静岡県 伊豆市 — 愛知県 田原市 — 和歌山県 串本町 — 宮崎県 宮崎市 — 宮崎県 日向市 — 大分県 佐伯市 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の活用を増進する。 ・具体的には、自治体による推進計画の策定を促す。 ・加えて、関係する事業者等に対する周知の徹底、懇切な説明などを行い施策の実効性を高める。
----------------------------------	--	--	---

(3) 「事業用施設のより安全性の高い場所への移転に係る設備投資」の減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (※税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
<p>地方拠点強化税制（移転型） （平成 30 年度税制改正／延長・拡大）</p>	<p>【期間】 2020 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 東京 23 区から地方へ本社機能を移転する企業</p> <p>【内容】 東京 23 区から、首都圏の主要都市を除くその他の地域へ本社機能を移転する場合、建物等の取得価格に対して税制優遇が適用される</p> <p>【優遇措置】 建物等の取得価格に対して、25%の特別償却または 7%の税額控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、東京一極集中の是正、地方創生を目的とするものである。 ・地震対策を目的とするものではない。 ・東京から東京以外の地域への本社機能の移転促進が主たるねらいである。 ・このため、東京以外の地域における移転や、工場、店舗、倉庫等の本社機能以外の施設の移転は手当されない。 ・本会の要請事項との関係では、本税制は応用の方法を考えることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の応用は困難である。 ・したがって、別途の税制の創設が必要である。

(4) 「非常用電源等の非常用機器の設置に係る設備投資」の減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (※税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
<p>津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において同法に規定する管理協定の対象となった協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (平成30年度税制改正／延長・拡大)</p>	<p>【期間】 2021年3月31日まで</p> <p>【対象事業者】 都道府県が指定した津波災害警戒区域において、自治体と管理協定を結んだ避難施設等の所有者(法人・個人)</p> <p>【内容】 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県が指定した津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設の<u>避難の用に供する償却資産</u>(※10)に対して税制優遇が適用される</p> <p>【優遇措置】 償却資産に係る課税標準を、最初の5年間価格に以下の割合を乗じて得た額へと軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大臣配分資産又は知事配分資産：2／3 ➤ その他の資産：2／3を参酌して1／2～5／6の範囲内において市町村の条例で定める割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、津波避難施設の避難の用に供する設備等の整備の促進を目的とするものである。 ・財・サービスの生産活動の継続や被災からの復旧を目的とするものではない。 ・したがって、工場、オフィス、店舗、倉庫等における非常用電源設備の設置は対象から外れる。 ・本会の要請事項との関係では、本税制は応用の方法を考えることが難しい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※10 避難の用に供する償却資産 防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備、誘導灯、誘導標識、自動解除装置等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の応用は困難である。 ・したがって、別途の税制の創設が必要である。

(5) 「建設事業者の災害復旧活動に資する建設機械等の取得に係る設備投資」の減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (※税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
—	—	—	・現在、存在しないため、創設が必要。

(6) 「地盤改良等の液状化対策に係る工事」に係る減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (※税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
—	—	—	・現在、存在しないため、創設が必要。

(7) 「その他、防災・減災に資する取組に係る設備投資」の減税に関するもの

関連する 既存税制	内容の概略 (※税制の適用には記載以外にも諸条件有り)	現状の評価	応用・拡張の試案
地震防災対策用 資産の取得促進 税制	<p>【期間】 2020年3月31日</p> <p>【対象事業者】 不特定多数が出入りする施設、危険物を取り扱う施設や事業を管理・運営する個人又は法人</p> <p>【内容】 対象事業者が、緊急地震速報受信装置、緊急遮断装置、感震装置を取得した場合、税制上の優遇措置が適用される</p> <p>【優遇措置】 固定資産の課税標準を、3年間2/3に軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、不特定多数が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等について、地震による被害者を最小限に食い止めることを目的とするものである。 ・利用できる事業者が限定的であるが、地震対策を確実に前に進めるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の活用を増進する。 ・加えて、本税制の延長、要件の緩和による対象者および対象設備投資の拡充を図る。

<p>地域データセンター整備促進税制 (平成 30 年度税制改正／新設)</p>	<p>【期間】 2020 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 特定通信・放送開発事業実施円滑法の規定に基づき総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>【内容】 首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターのバックアップのための一定の設備を取得し、同区域外においてバックアップの事業の用に供した場合、税制上の優遇措置が適用される</p> <p>【優遇措置】 固定資産の課税標準を、3 年間 3 / 4 に軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、<u>首都直下地震対策区域内</u> (※11) の特定の電気通信事業者によるデータセンターのバックアップ設備の整備を促進することを目的とするものである。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※11 首都直下地震緊急対策区域 茨城県 (一部)、栃木県 (一部)、群馬県 (一部)、埼玉県 (全域)、千葉県 (全域)、東京都 (全域)、神奈川県 (全域)、山梨県 (一部)、長野県 (一部)、静岡県 (一部)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・利用できる地域、事業者が限定的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の活用を増進する。 ・加えて、本税制の延長、対象地域・事業者の範囲の拡大を図る。
<p>放送ネットワーク災害対策促進税制 (平成 30 年度税制改正／延長)</p>	<p>【期間】 2020 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 民間ラジオ放送事業者</p> <p>【内容】 対象事業者が、災害対策のために取得した予備送信設備等について、優遇措置が適用される</p> <p>【優遇措置】 固定資産の課税標準を、3 年間 3 / 4 に軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、民間ラジオ放送事業者による災害対策のための予備送信設備等の整備することを目的とするものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の活用を増進する。 ・加えて、本税制を延長する。そのことで、各社の無理のない合理的な設備投資計画の実現性を高める。

<p>防災・減災に資する無電柱化の促進に係る特例措置</p>	<p>【期間】 2019年3月31日まで</p> <p>【対象事業者】 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等</p> <p>【内容】 対象事業者が、災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）について、税制上の優遇措置が適用される</p> <p>【優遇措置】 固定資産の課税標準を、4年間以下の通り軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路法 37 条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域：1 / 2 ➤ 上記以外の区域：2 / 3 	<p>・本税制は、一般送配電事業者等による災害対策のための施設整備を促進することを目的とするものである。</p>	<p>・本税制の活用を増進する。</p> <p>・加えて、本税制を延長する。そのことで、各社の無理のない合理的な設備投資計画の実現性を高める。</p>
--------------------------------	--	--	---

<p>先進的省エネ・再エネ投資促進税制 (平成 30 年度税制改正／新設)</p>	<p>【期間】 2020 年 3 月 31 日まで</p> <p>【対象事業者】 一定の条件を満たす、省エネ法での規制対象事業者や荷主、一定の要件の基再生可能エネルギー設備や付帯施設を導入する事業者等</p> <p>【内容】 高度省エネルギー増進設備等の取得や、再生可能エネルギー発電設備等の取得を行った対象事業者について、税制上の優遇措置が適用される</p> <p>【優遇措置】</p> <p>①高度省エネルギー増進設備 取得価格の 30%の特別償却もしくは取得価格の 7%の税額控除(税額控除は中小企業のみ)</p> <p>②再生可能エネルギー発電設備 取得価格の 20%の特別償却</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制は、省エネ、再エネの投資の促進を目的とするものである。 ・地震対策が目的ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制の本来の目的は変更せず、減税の料率を決定する要件に地震対策の有無を加味する。 ・すなわち、地震対策の目的が含まれていることが証明できる投資行為については、減税幅を広げる。 ・このことによって、エネルギー需給対策と地震対策が両立する環境を整備する。
---	---	--	---

以 上